

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 国外送金等調書及び国外証券移管等調書の光ディスク等による提出の特例制度の対象となる記録用の媒体から、磁気テープを除外することとする。(第 11 条関係)
- 2 その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 10 億円以上の財産を有する一定の居住者が提出すべき財産債務調書の記載事項等の細目を定めることとする。(第 15 条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 項関係)